

項と位置付けて取組を進めています。

平成 22 年度には、「**あいちエコモビリティライフの日（エコモビの日）**」（毎月第 1 水曜日）や土日祝日を中心に、キャラバン隊による街頭キャンペーンや「エコモビ」PRラッピングをしたペロタクシー（自転車タクシー）の運行など、県内各地においてPR活動を行いました。

また、県民の皆さんに「エコモビ」の意義や効果、実践方法を楽しくわかりやすく知ってもらえるように啓発用DVDを作成するとともに、県内の地域団体等による公共交通の利用促進に

つながる様々な取組を促すため、「公共交通利用促進モデル事業」（下記のクローズアップを参照）などを行いました。このほか、リニモ沿線地域において、通勤・通学者を対象とした無料レンタサイクル事業やパーク&ライドの利用促進の取組などを行いました（詳細については、ウェブサイト「**知って得するエコモビ実践ガイド**」を参照）。

(<http://www.pref.aichi.jp/kotsu/ecomobi/>)



「エコモビ」広報キャラバン隊PR活動



「エコモビ」PR用DVD

## クローズアップ

## 「公共交通利用促進モデル事業」を実施しました！

県は、地域の様々な団体による「エコモビ」の具体的な取組が県内各地で行われるよう、県内の地域団体やNPOなどから公共交通の利用促進につながる取組の企画提案を募集し、選定された取組を支援して共同で実施する「公共交通利用促進モデル事業」を行いました。

選定された4つの取組では、コミュニティバスの利用促進や地域の活性化を目的に、行政との連携の下、住民を主体として、キャンペーンの実施、パンフレット・公共交通マップの作成、クイズラリーの実施などが行われました。

また、モデル事業の取組成果を広く県内で共有・活用するため、平成23年3月にウインクあいちにおいて、「公共交通利用促進モデル事業成果報告会」を開催しました。

事業名	事業内容
「柿の里バス」を便利に使って利用者拡大（石巻・下条地域交通推進委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポイントカード事業の実施</li> <li>運行地域の内と外向けに利用を促すバスマップの作成</li> </ul>
だれもが知っている「あさび一号」を目指して（尾張旭市営バス「あさび一号」を育てる会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>クイズラリーの実施や市民講座の開催</li> <li>市内の全児童への公共交通に関する下敷きの作成、小中学生を対象とした「公共交通すごろく」の作成</li> </ul>
バスがつなげる人とコミュニティの復活（武豊町コミュニティバス利用促進友の会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス停用ベンチを住民参加により製作</li> <li>路線沿線で開催される朝市を盛り上げるためのイベントの開催</li> </ul>
駅から事業所まで自転車が利用できる仕組「駅から自転車」の構築（豊田市エコ通勤をすすめる会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅から2km前後離れた事業所までの通勤手段として自転車を活用。昼間は事業所の業務でも自転車を利用</li> </ul>



市営バスの展示・PR（尾張旭市）



バス停用ベンチの製作（武豊町）

## イ 歩行者空間の確保【道路維持課】

歩道は、歩行者が通行する空間であることはもとより、車の通行による沿道への影響を和らげる働きをしています。例えば歩道内の植樹帯に設けられる街路樹などの緑は、都市の緑化に寄与するだけでなく騒音を抑え大気を浄化する機能を有しており、道路利用者や沿道住民に快適な空間をもたらしています。

こうした観点からも、県は、道路の新設や改良に際して歩道の整備を進めています。

## ウ 自転車の適正利用の促進【交通対策課、道路維持課】

自転車は、その経済性や利便性により通勤、通学、買物等の日常生活からスポーツ・レクリエーションに至るまで幅広く利用されるほか、環境負荷の少ない交通手段としても近年注目されています。

県が平成22年10月から11月にかけて実施した「自転車駐車等に関する実態調査」によれば、駅周辺等で約2万5,000台の自転車が放置され

ており、安全通行、防災、都市景観などの点から大きな社会問題となっています。このため、市町村に対して自転車等の放置の防止に関する条例の制定に対する助言や放置自転車クリーンキャンペーンの実施など放置自転車対策を進めています。更に、自転車を安全で快適に利用できるよう自転車道などの施設の整備・充実を図っています（表 3-1-5）

表 3-1-5 県管理大規模自転車道の整備状況

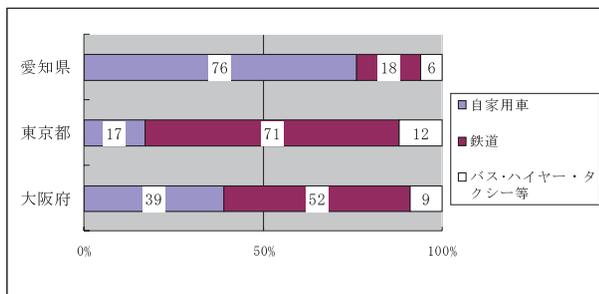
自転車道名	全体計画 延長	平成 22 年度末 までの状況	
		実延長	進捗率
田原豊橋自転車道	54.8km	44.8km	82%
豊田安城自転車道	36.3km	35.9km	99%
武豊大府自転車道	31.1km	19.8km	64%

（注）平成 23 年 3 月末現在  
（資料）建設部調べ

エ 公共交通網の整備【交通対策課】

自動車交通による環境への影響をおさえるためには、鉄道などの公共交通網の整備や乗継ぎ利便性の向上により環境負荷の少ない公共交通機関の利用率を高め、自家用車と公共交通機関のそれぞれの特性を生かしたバランスのよい交通体系を確立していく必要があります。東京都・大阪府に比べ自家用車中心の交通体系である本県では、公共交通機関の整備・充実が課題となっています（図 3-1-6）。

図 3-1-6 交通機関別の利用状況（平成 21 年度）  
（単位：％）



（資料）旅客地域流動調査（国土交通省）より作成

このため、県は、名古屋市営地下鉄の 6 号線

（野並～徳重）建設に対する支援などにより鉄道網の整備・充実を図っています。

乗合バスについては、利用者数が昭和 39 年度の 5 億 4,800 万人をピークに減少傾向にあり、平成 21 年度の輸送人員は 1 億 7,181 万人と、ピーク時の 31.4%まで落ち込んでいます。県は、地域住民の生活上必要な路線を維持・確保するため、昭和 47 年度から国と協調して地方バス路線維持対策としての助成措置を講じています。平成 22 年度は名鉄バス(株)を始め 5 事業者に対して助成を行いました。

オ 道路整備【道路建設課】

無駄な燃料消費の抑制や増加基調にある自動車交通需要への対応を目的として、県は、橋梁・踏切等のボトルネックの解消を始めとした都市部における慢性的な交通渋滞の改善のための広域幹線道路網の整備、現道拡幅、環状道路やバイパスの整備等の道路改良、交差点改良、橋梁整備、踏切除却等の事業を進めています。また、大規模な道路整備を行う際には適切に環境影響評価を実施するなど周辺環境に配慮した道路整備を進めています。

（注）ボトルネック：ピンの首のように狭くなった所で交通渋滞が起こる状態

カ 沿道環境の保全【道路建設課】

道路交通に起因する環境問題に対処するため、県は、沿道環境の保全を目的とした道路構造による対策を講じています。道路構造による対策には、沿道の土地利用状況等を考慮した環境施設帯や遮音壁の設置、良好な路面の保全などがあります。

キ 交通管理による環境対策

（ア）道路交通の実態に応じた交通規制【警察本部交通規制課】

警察は、交通の安全と円滑な流れを確保しつつ、通行車両による騒音の減少を図るための最高速度規制、大型車両通行区分（中央走行）規制、交通総量抑制や車両排出ガス削減を図るためのバスレーン規制などの交通規制を、沿道地域の交通環境や道路環境等に応じて実施しています。

### (イ) 交通関係法令違反に対する交通指導取締り【警察本部交通指導課】

警察は、交通公害の低減を図るため、県内各地域において整備不良車両、過積載違反車両等の指導取締りや不正軽油を対象とした街頭指導等を、国土交通省、愛知県等の関係機関と連携しながら実施しています。

### (ウ) 高度な交通管制システムの整備【警察本部交通管制課】

警察は、信号機や交通管制システムの高度化を図り、複雑・過密化した都市部の自動車交通を適切に配分・誘導しています。具体的には、光ビーコン等で収集した交通量や走行速度等のデータを分析し、その分析結果に基づき、交通状況に応じた信号機の制御やきめ細かな交通情報の提供等を行っています。

表 3-1-7 交通管制センター拡充整備事業（平成 22 年度）

事業名	整備内容	
名古屋（本部） センターの整備	中央装置の整備	1 式
	交通信号機の集中制御化	147 基
	交通情報板	1 基
信号機の系統化	監視用テレビ	6 基
	プログラム多段系統化 (新設信号機系統化を含む。)	19 路線 13km 64 基

(資料) 警察本部調べ

### (エ) 交通情報の提供【警察本部交通管制課】

警察は、交通管制システムにより収集・分析したデータを交通情報として広く提供し、交通の流れを分散させることで交通渋滞や交通公害の緩和を促進しています。情報提供の手段としては、交通情報板のほか、V I C S (道路交通情報通信システム) によるカーナビゲーション装置への交通情報の提供があり、時々刻々と変動する道路交通の状況を地図画面上にリアルタイムで表示できるようにしています。

## 第2節 航空機騒音

### 1 県営名古屋空港

#### (1) 環境の状況【大気環境課】

名古屋空港は、平成 17 年 2 月 17 日の中部国際空港の開港に伴い小型航空機の拠点となる県営の空港となりました。これにより航空機騒音による影響の区域及び程度は大幅に減少しています。

県、名古屋市及び春日井市は、県営名古屋空港における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、5 地点で通年測定を、12 地点で短期測定を実施しました。平成 22 年度は 17 地点中 7 地点で環境基準を達成し、このうち県営化前（平成 16 年度以前）から継続調査している地点では 9 地点中 5 地点で環境基準を達成しました。

#### (2) 県の施策【航空対策課】

名古屋空港の設置管理者である県は、運用時

間（午前 7 時から午後 10 時まで）外の空港利用の原則禁止、騒音に配慮した運航方式の徹底などの発生源対策を行うとともに、一定の騒音値（WECPNL75）以上の区域では、住宅の防音工事や空調機の更新等を助成する周辺環境対策事業を県営化前に国が行っていた事業と同じ水準で実施しています（平成 22 年度補助実績防音工事 1 件、更新等工事 151 件）。



県営名古屋空港

## 2 中部国際空港

### (1) 環境の状況【大気環境課】

中部国際空港は、陸域への航空機騒音を軽減するため伊勢湾東部の常滑沖に設置されました。海上部で大きく旋回することで陸域を避ける飛行経路や、深夜及び早朝(午後11時～午前6時)には昼間(午前6時～午後11時)より高い高度で陸域を飛行するなど、航空機騒音を低減するための各種の措置がとられています。

県は、夏季と冬季に、空港周辺の7地点で短期測定を実施しました。その結果、環境基準の地域類型を指定した地域の5地点については全て環境基準を達成し、指定地域外の2地点についてもいずれも環境基準値(WECPNL70)を下回りました。

また、中部国際空港の設置管理者である中部

国際空港(株)は、空港周辺4地点(うち県内は3地点)で通年測定を、10地点(うち県内は5地点)で短期測定を、平成22年6月と23年2月の2回実施しました。その結果、いずれの地点も航空機騒音に係る環境基準値(WECPNL70)を下回りました。

### (2) 県の施策【大気環境課】

県は、県民の生活環境を保全する観点から、環境基準の類型を指定した地域(常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町、図3-2-1)及びその周辺地域において、定期的な航空機騒音の調査を実施し環境基準の達成状況を確認しています。

また、中部国際空港(株)により、空港周辺の航空機騒音の常時監視や定期監視が行われています。



中部国際空港(写真提供:中部国際空港(株))

図3-2-1 環境基準の類型を指定した地域



## 第3節 新幹線鉄道騒音・振動

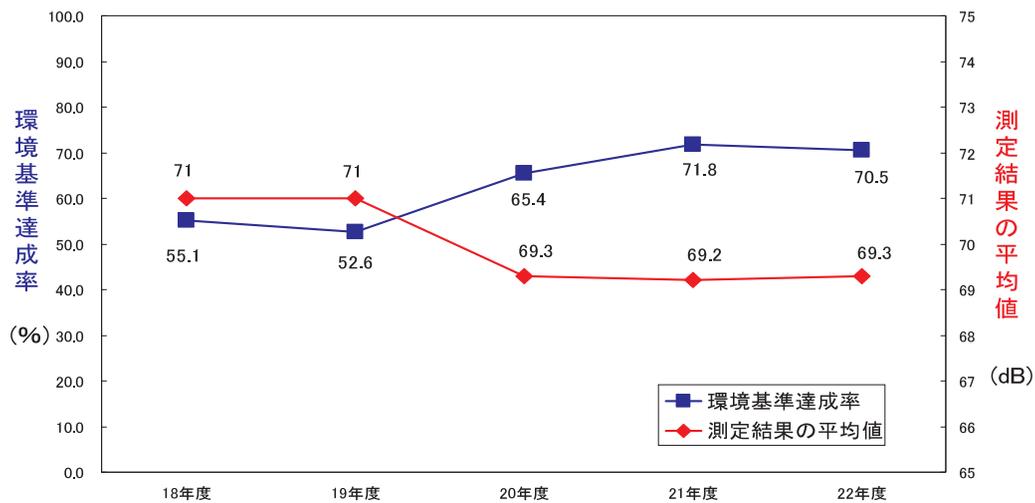
### 1 環境の状況

#### (1) 騒音【大気環境課】

平成22年度、県は、新幹線鉄道騒音の測定を沿線78地点で実施しました。その結果、55地点で環境基準を達成し、達成率は70.5%でした。また、測定結果の平均値（各地点の測定結果の

算術平均値）は69.3dBでした。最近5か年の環境基準の達成率は図3-3-1のとおり改善傾向にあり、その理由は東海旅客鉄道(株)(JR東海)が行っているN700系車両の導入、防音壁設置、レール削正等の騒音対策の効果によるものと思われま

図3-3-1 新幹線鉄道騒音の環境基準達成率の推移



(資料) 環境部作成

#### (2) 振動【大気環境課】

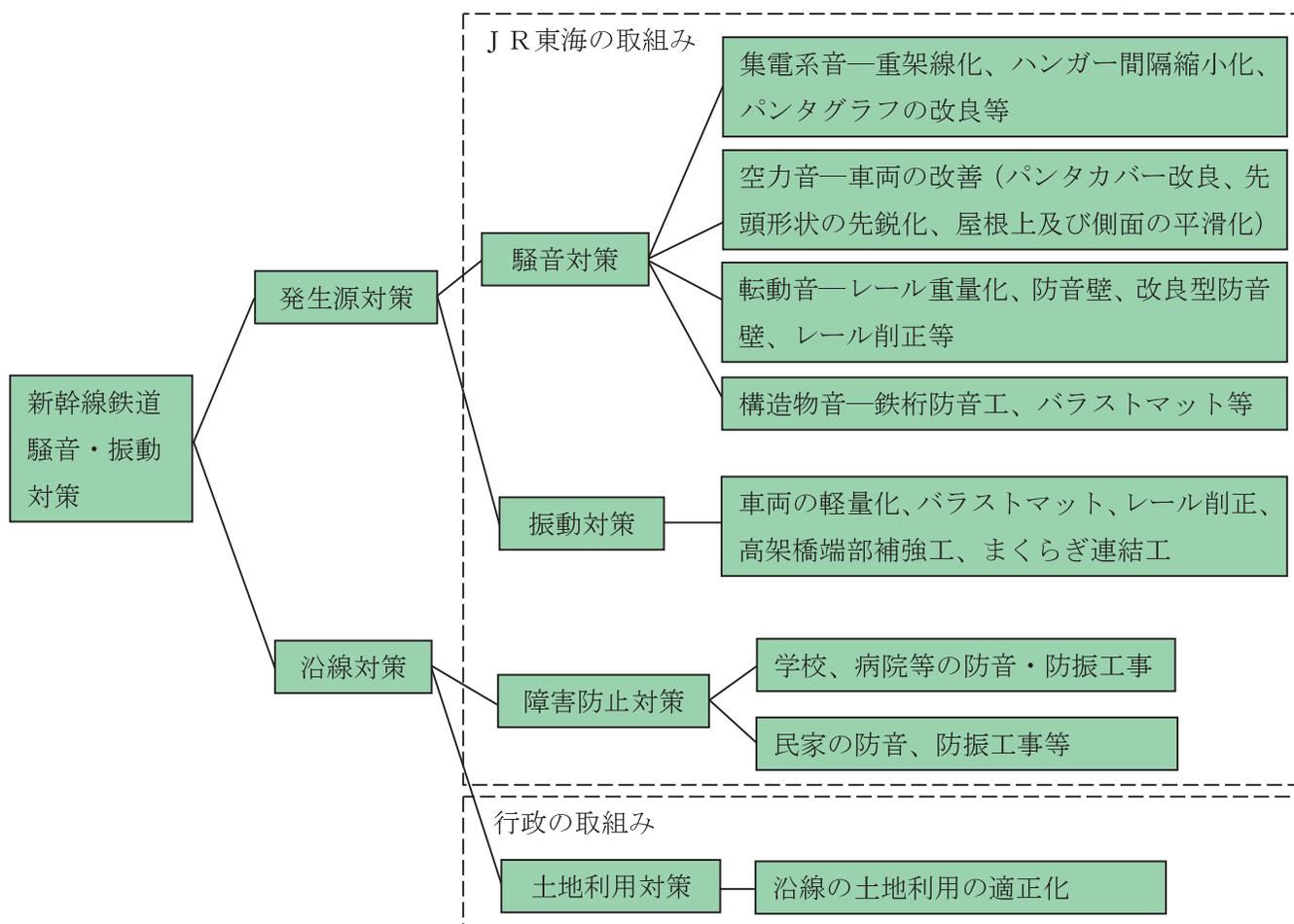
平成22年度、県は、新幹線鉄道の振動測定を沿線30地点で実施しました。その結果、測定地点側の軌道中心から12.5mにおいては7地点中7地点(21年度は7地点中7地点)、同25m地点においては19地点中19地点(21年度は19地点中19地点)、同50m地点においては4地点中4地点(21年度は4地点中4地点)で振動指針値を達成し、達成率は100%(21年度は96.7%)でした。

県は、毎年、新幹線鉄道の通過する県内14市町と愛知県新幹線公害対策連絡会議を開催し、JR東海に対し新幹線公害防止や沿線の環境改善の働きかけを行っています。

JR東海では、環境に配慮した新型車両の開発・導入のほか、地上対策として改良型防音壁の設置、レール削正、高架橋端部補強工等の様々な発生源対策を進めています(図3-3-2)。また、発生源対策とは別に新幹線鉄道障害防止対策を行っており、平成23年3月末現在県内の申し出のあった対象家屋5,702戸について、防音工事などの対策が講じられています。

### 2 県の施策【大気環境課】

図 3-3-2 新幹線鉄道騒音・振動対策の体系



(資料) 環境部作成